

議案第 24 号

市道路線の変更について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のとおり変更したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

変更路線調書

新旧	番号	路線名称	起点(から) 終点(まで)	延長 (M)	幅員 (M)	備考
新	8	本町市脇線	橋本一丁目1-2番地先 野237番地先	1495.30	2.40~6.80	
旧	8	本町市脇線	橋本二丁目57-2番地先 野237番地先	1766.50	2.35~6.80	